

(令和 6年 6月 1日現在)

相談支援事業所 ひらけごま重要事項説明書

1 事業者の概要

名 称	社会福祉法人 1980
法 人 種 別	社会福祉法人
法 人 所 在 地	名古屋市守山区川東山2301番地
電 話 番 号	052-791-9160
代 表 者 氏 名	鈴木 基 正

2 事業所の概要

事業所の名称	相談支援事業所 ひらけごま				
事業所の所在地	名古屋市守山区川東山2301番地				
事業所指定番号	特定相談支援 2337600056 障害児相談支援 2377600024				
事業所の電話番号	052-791-9160				
主たる対象者	全障害者・障害児				
通常の事業の実施地域	守山区				
登録年月日	平成21年4月1日				
営業日	月曜日～金曜日 (ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く)				
営業時間	8時30分～12時30分				
サービス提供日	月曜日～金曜日 (ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日までを除く)				
サービス提供時間	9時30分～11時30分				
利用定員					
事業所の職員体制					
	職種	常勤	非常勤	合計員数	職務の内容
	管理者	1		1	従業者及び業務の管理
	相談支援専門員	1以上		1以上	特定相談支援及び障害児相談支援の提供
	事務職員		1以上	1以上	事務
苦情対応窓口					
	窓口の名称1	事業所窓口 受付担当：亀井 あゆみ 解決責任者：久留島 光保子			
	連絡先	052-791-9160			
	対応時間	9：00～17：00			
	第三者委員	氏 名：志村ゆず（名城大学准教授） 連 絡 先：052-838-6130（研究室直通） 氏 名：飯塚一裕（愛知教育大学准教授） 連 絡 先：0566-26-2392（研究室直通） 氏 名：西岡慶樹（臨床心理士）			
	窓口の名称2	名古屋市役所 障害者支援課 指定指導係			
	所在地	中区三の丸三丁目1番1号			
	連絡先	(電話) 052-972-3967 (FAX) 052-972-4149			

	対応時間	8：45～17：30		
	窓口の名称	愛知県 運営適正化委員会		
	所在地	東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内		
	電話番号	(電話) 052-212-5515 (FAX) 052-212-5514		
	対応時間	9：00～17：00		
賠償責任保険の加入		あり 保険の名称：賠償責任保険ウォームハート（損保ジャパン）		
第三者による評価の実施状況等				
愛知県福祉サービス第三者評価の実施		なし	結果の公表	なし
その他の機関による第三者評価の実施		なし	結果の公表	なし

3 運営の方針

- (1) 当事業所相談支援専門員は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (2) 事業の実施に当たり、利用者等の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者等から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 事業の実施に当たり、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (4) 事業の実施に当たり、関係市町村、保健所、相談機関、他の指定相談支援事業者、障害者施設等との連携に努めます。

4 サービスの内容

- (1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談
利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。
- (2) アセスメントの実施
 - ① サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に当たり、適切な方法により、利用者等の心身の状況・置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。
 - ② アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接を行うものとし、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るよう努めます。
- (3) サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の作成
アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス、指定施設支援及び指定地域相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類・内容・量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項、厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案を作成します。
- (4) サービス担当者会議の開催
サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、サービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。利用者またはその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。
- (5) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成
サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案に位置づけた福祉サービス等について、介

護給付費等の対象となるかを区分した上で、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成し、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者及びその家族の同意を得ます。

(6) 継続的なモニタリングの実施

- ①モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、利用者等の居宅等を訪問し、利用者に面接し、その結果を記録します。
- ②モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画及び障害児支援利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

5 利用料金

(1) 利用料

- ・利用料は障害福祉サービスの提供開始以降 1 ヶ月あたり
¥ _____ です。

ただし、市町村より認定された場合、自立支援給付から全額給付されますので自己負担はありません。

(1) 交通費

通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問する場合、下記の通り御負担頂きます。

- ① 公共交通機関等を利用した場合は、その実費
- ② 事業者の自動車を使用した場合は、

事業所から、片道おおむね	5キロメートル未満	200円
事業所から、片道おおむね	5キロメートル以上	500円

6 サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービスの利用開始

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ①利用者のご都合でサービスを終了する場合
文書にてお申し出下さい。いつでも解約できます。
- ②事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに通知させていただくとともに、地域の他の相談支援事業者をご紹介します。
- ③自動終了
サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成費の支給が取り消されたときは、自動的にサービスを終了します。
- ④その他
お客様やご家族などが当事業所や当事業所の相談支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

7 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録します。

事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8 緊急時等における対応方法

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。サービス提供中に利用者

の様態に急変があった場合は、同意書（別紙）に基づき対応致します。

9 この契約に関する苦情・相談窓口

事業所は、苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録します。

事業所は、提供したサービスに関し、名古屋市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又はその職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して名古屋市が行う調査に協力するとともに、名古屋市から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行います。

事業所は、名古屋市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を名古屋市に報告します。

事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力します。

10 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を選任し、成年後見制度の利用を支援するとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

11 その他

(1) 事業所は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利用することとしないようにします。

(2) 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

相談支援事業利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

(所在地) 名古屋市守山区川東山 2 3 0 1 番地

(名 称) 相談支援事業所 ひらけごま 印

(説明者) 所 属 相談支援事業所 ひらけごま

氏 名 亀井 あゆみ 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける相談支援事業の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住 所)

(氏 名) 印

代理人又は立会人等

(住 所)

(氏 名) 印